

政令第百八十九号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政

令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行に伴い、並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第十項において準用する同条第三項、同法第三条の二第四項において準用する同条第二項において準用する同法第三条第三項、同法第三条の二第六項において準用する同条第二項において準用する同法第三条第三項、同法第二十二条第十項において準用する同条第三項、同法第二十二条の二第四項において準用する同条第二項において準用する同法第二十二条第三項、同法第十八条第一項、第六十一条第一項、第七十一条第二項及び第七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の三条を加える。

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた住所地市町村長以外の市町村長による本人確認の措置）

第一条の二 法第三条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置は、同条第十項において読み替えて準用する同条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第三条第十項において読み替えて準用する同条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた附票管理市町村長以外の市町村長による本人確認の措置）

第一条の三 法第三条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の政令で定める措置は、法第三条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において

読み替えて準用する法第三条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第三条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた領事官による本人確認の措置）

第一条の四 法第三条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の政令で定める措置は、法第三条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項に規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）が、法第三条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

第十五条の三第一項ただし書中「第七条第三号」を「第七条第一項第三号」に改める。

第十七条の次に次の三条を加える。

（個人番号カード利用ユーザー証明用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた住所地市町村長以外の市町村長による本人確認の措置）

第十七条の二 法第二十二條第十項において読み替えて準用する同條第三項の政令で定める措置は、同條第十項において読み替えて準用する同條第二項に規定する申請者（以下この條において「申請者」という。）が、法第二十二條第十項において読み替えて準用する同條第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

（個人番号カード利用ユーザー証明用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた附票管理市町村長以外の市町村長による本人確認の措置）

第十七条の三 法第二十二條の二第四項において読み替えて準用する同條第二項において読み替えて準用する法第二十二條第三項の政令で定める措置は、法第二十二條の二第四項において読み替えて準用する同條第二項において読み替えて準用する法第二十二條第二項に規定する申請者（以下この條において「申請者」という。）が、法第二十二條の二第四項において読み替えて準用する同條第二項において読み替えて準用する法第二十二條第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係

る者であることを確認することとする。

(個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた領事官による本人確認の措置)

第十七条の四 法第二十二條の二第六項において読み替えて準用する同條第二項において読み替えて準用する法第二十二條第三項の政令で定める措置は、法第二十二條の二第六項において読み替えて準用する同條第二項において読み替えて準用する法第二十二條第二項に規定する申請者（以下この條において「申請者」という。）が、法第二十二條の二第六項において読み替えて準用する同條第二項において読み替えて準用する法第二十二條第三項の規定により当該申請者から提示又は提出を受けた同項に規定する書類に係る者であることを確認することとする。

第二十六條第二項中「住所地市町村長（法第三條第二項に規定する住所地市町村長をいう。次項及び第二十九條第二項において同じ。）」を「市町村長」に改め、同條第三項中「住所地市町村長」を「市町村長」に改める。

第二十九條第二項中「住所地市町村長」を「市町村長」に改める。

第三十一条の表第三条第七項の項の次に次のように加える。

<p>第三条の二第二項 において準用する 第三条第二項</p>	<p>その者</p>	<p>その者が記録されている戸籍の附票を作成した区長（総合区長を含む。以下「附票管理区長」という。）を経由して、その者</p>
<p>第三条の二第二項 において準用する 第三条第三項</p>	<p>これを</p>	<p>附票管理区長を経由して、これを</p>
<p>第三条の二第二項 において準用する 第三条第七項</p>	<p>記録して</p>	<p>記録し、附票管理区長を経由して、</p>

第三十一条の表第二十二條第七項の項の次に次のように加える。

<p>第二十二條の二第二項 において準用</p>	<p>）は、</p>	<p>）は、附票管理区長を経由して、</p>
------------------------------	------------	------------------------

<p>する第二十二條第 二項</p>		
<p>第二十二條の二第 二項において準用 する第二十二條第 三項</p>	<p>これを</p>	<p>附票管理区長を経由して、これを</p>
<p>第二十二條の二第 二項において準用 する第二十二條第 七項</p>	<p>記録して</p>	<p>記録し、附票管理区長を経由して、</p>

第三十一條の表第四十六條の項中「及び市町村長」を「市町村長及び」に改め、「並びに」を削り、  
「。」の下に「並びに」を加え、同表第六十二條の項中「及び市町村長」を「市町村長及び」に改め、  
「並びに」を削り、「区長」の下に「並びに」を加え、「及び市町村が」を「市町村及び」に、「」が」を

「」並びに「」に改める。

第三十二条を次のように改める。

(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)

第三十二条 指定都市における第二十六条第二項及び第三項並びに第二十九条第二項の規定の適用については、第二十六条第二項中「市町村長」とあるのは「区長（総合区長を含む。次項及び第二十九条第二項において同じ。）及び当該区（総合区を含む。次項及び第二十九条第二項において同じ。）の属する市町村の市町村長」と、同条第三項及び第二十九条第二項中「市町村長」とあるのは「区長及び当該区の属する市町村の市町村長」とする。

第三十三条中「、第七条」を「、第七条第一項」に、「第十六条の六、」を「第十六条の六第一項、」に、「に掲げる事項及び」を「及び第一号の二に掲げる事項並びに」に、「第七条第三号」を「第七条第一項第三号」に、「第十六条の六第三号」を「第十六条の六第一項第三号」に改める。

第三十四条中「、第七条」を「、第七条第一項」に、「第十六条の六、」を「第十六条の六第一項、」に、「から第三号まで」を「、第二号」に改め、「、第三号」を削り、「第七条第三号」を「第七条第一項

第三号」に、「第十六条の六第三号」を「第十六条の六第一項第三号」に改める。

## 附 則

この政令は、令和六年五月二十七日から施行する。ただし、第三十二条の改正規定（「に掲げる事項及び」を「及び第一号の二に掲げる事項並びに」に改める部分に限る。）及び第三十四条の改正規定（「から第三号まで」を「、第二号」に改める部分及び「、第三号」を削る部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

## 理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の提出を受けた領事官による本人確認の措置を定める等の必要があるからである。